



宮崎県立 西都原考古博物館年報

2025(令和7)年度

2026年6月

宮崎県立西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

企画展「日向を貫く ～大淀川流域の考古学～」

2025(令和7)年4月19日(土)～6月22日(日)



宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度企画展

日向を貫く

～大淀川流域の考古学～

2025(令和7年) 4.19 SAT 土 6.22 SUN 日

関連講座
「大淀川上流域と都城盆地の考古学」※要申込
【日時】2025年5月24日(土) 13:30～15:00まで
【会場】西都原考古博物館2階セミナー室 【講師】近沢恒典(都城市教育委員会)

観覧無料

Photo by KAZ KUROKI

宮崎県立西都原考古博物館
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture
〒881-0005 宮崎県都城市大字三宅5670番
TEL.0983-41-0041 FAX.0983-41-0051
https://saito-muse.pref.miyazaki.jp

開館時間：9:30～17:30(最終入館は17:00まで)
休 館 日：月曜日(休日の翌日と重なるときは除く)
国定休日の翌日(休日に当たるときを除く)



特別展「百練利刀 ～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～」

2025(令和7)年7月5日(土)～9月7日(日)

令和7年度
宮崎県立西都原考古博物館 特別展

百練利刀

ひやくねりのりとう

研磨刀剣

蛇行剣

刀は妖しく輝き、
剣は蛇と化す

観覧無料

2025 7.5 SAT 9.7 SUN
(令和7年)

関連講演会 要申込 「宮崎の刀剣と大和政権」
【日時】令和7年7月27日(日) 午後1時30分から午後3時まで
【会場】西都原考古博物館 1階ホール 【講師】豊島 直博氏(奈良大学文学部教授)

宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県都城市大字三宅字西都原5670番
TEL.0983-41-0041 FAX.0983-41-0051
https://saito-muse.pref.miyazaki.jp



国際交流展「千年の至芸 ～台湾宜蘭 Blihun 漢本遺跡～」

2025(令和7)年9月20日(土)～11月24日(月)

宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度国際交流展

台湾宜蘭
Blihun
漢本
遺跡

千年の至芸

2025[令和7年]
9.20 SAT 土 ▶ 11.24 MON 月・休

関連講演会
「Blihun漢本遺跡の文化を語る」※要申込
【日時】2025年10月12日(日) 午後1時半～午後4時
【会場】西都原考古博物館1階ホール
【講演】朱正宜(樹谷生活科学館館長)

観覧無料

共催：中華民国宜蘭縣立蘭陽博物館
協力：傅作新・薛宏彬

本展は、中華民国文化源による博物館事業展覧協会の交付を受けて実施します。

宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都原市大字三宅5670番
TEL:0984-41-0043 FAX:0984-41-0051
http://saito-muse.pref.miyazaki.jp

開館時間:9:30～17:30(展示室入室は17:00まで)
休館日:月曜日(国慶日の祝日と重なると休館日変更あり(平日))
館長の観目の夏目(休日に当たるときを除く)



企画展「古人骨」

2025(令和7)年12月13日(土)～2026(令和8)年2月23日(月・祝)

宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度企画展

古人骨

2025(令和7年) 12.13(土) 2026(令和8年) 2.23(月・祝)

観覧無料

関連講演会「南九州古人骨研究の新展開」
【日時】2026年1月24日(土)
午後1時30分～3時まで
【会場】西都原考古博物館1階ホール
【講師】竹中 正巳(鹿児島女子短期大学)

ワークショップ「人骨の仕組みと並びを学ぶ」
【日時】2026年1月25日(日)
午後1時30分～3時まで
【会場】西都原考古博物館セミナー室
【講師】竹中 正巳(鹿児島女子短期大学)

宮崎 西都原考古博物館
Sakubara Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture
〒861-0005 宮崎県南都志木大字三宅5670番
TEL 0983-41-0041 FAX 0983-41-0051
開館時間：9:30～17:30(最終入館は17:00まで)
休館日：月曜日(国民の祝日と重なる時は最も近い平日)
国民の祝日の翌日(休日に当たるときを除く)



企画展「学史に名を刻む ～宮崎の標式遺跡～」

2026(令和8)年3月14日(土)～5月17日(日)

宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度企画展

学史 に名を刻む

「宮崎の標式遺跡」

資料番号	203
名称	縄石標
種別	和石器
出土地/標式地	児湯郡吉野町川口
法量	長×9.2cm、幅4.8cm、厚×1.1cm
受入区分	特選
受入年月日	1980.10.30

資料番号	1385
名称	深鉢
種別	縄文土器
出土地/標式地	東諸県郡綾
法量	器高20.0cm、口径
受入区分	寄贈
受入年月日	1965

2026[令和8年]
3.14[土] ▶ 5.17[日]

関連講座
「南九州から眺める列島考古学史～宮崎の標式遺跡が語るもの～」※要申込
【日時】2026年4月19日(日) 午後1時30分～午後3時
【会場】西都原考古博物館2階セミナー室
【講師】松本 茂(当館学芸普及担当)

観覧無料

宮崎 西都原考古博物館 〒881-0005 宮崎県都城市大字三宅5870番
TEL.0983-41-0041 FAX.0983-41-0051
Saitohara Archaeological Museum of Miyazaki <https://saito-musea.pref.miyazaki.jp>
開館時間:9:30～17:30(最終入室は17:00まで)
休館日:月曜日(国慶日の翌日と重なる場合は翌日(平日))
国民の祝日の翌日(休日に当たるときを除く)



2025(令和7)年度

宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



2026年6月

宮崎県立 **西都原考古博物館**
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

例 言

1. 本書は、2004(平成16)年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2025(令和7)年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助とすべく刊行するものである。
2. 本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当加藤真理子が行った。
3. 表紙写真は、宮崎県埋蔵文化財センター日高広人氏による。

目 次

I 宮崎県立西都原考古博物館の概要

1 沿革	1
2 基本理念	2
3 2025（令和7）年度組織・予算	3
4 施設	3
5 宮崎県博物館協議会	5
〔資料1〕宮崎県西都原考古博物館第3期中期運営ビジョン（令和7～11年度）	6

II 利用状況

1 施設利用状況	11
2 館内資料利用及び貸出状況	12

III 事業報告

1 調査研究	15
2 資料収集と保存活用	16
3 展示	17
4 教育普及	20
5 情報発信	22
6 経営	22
7 資料その他	26
〔資料2〕2025（令和7）年度 本館来館者アンケート集計結果	29

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等	32
2 各種様式	42
3 利用案内	51

はじめに

2004（平成16）年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館は、今春で23年目を迎えました。開館以来、当館は資料の収集や調査・研究、展示、教育普及、特別史跡西都原古墳群の保存整備、国際交流事業など幅広い活動に取り組んでまいりました。

そして、これまでに県の内外から200万人を超える方々にご来館いただいておりますのも、ひとえに当館の運営・活動に対します皆様の深いご理解とご支援によるものと心より感謝申し上げます。

当館は、「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く」ことを事業理念とし、「常に成長し、利用者一人ひとりの『私の博物館』として、地域の人材育成に寄与する」ことをコンセプトとして毎年様々な事業を実施しています。開館以来、常に新しい考古学の知見を提供していく「常新展示」を旨として展示を行い、これまでに80回以上に及ぶ当館学芸職員自身の企画による展示会を開催して、考古学の楽しさや奥深さを皆様にお伝えしてまいりました。

本年報には、2025（令和7）年度に当館が実施した調査・研究や展示、教育普及、古墳群保存整備などの事業活動の状況をまとめております。

令和7年度は当館で9回の展示会を開催し、各回ともに多彩な展示内容で多くの人に来館していただきました。特に開館以来、当館が力を注いできた国際文化交流について、2025（令和7）年9月より台湾の十三行博物館で開催された、当館との共催である特別展「静土有声：臺日古代文物対話特展」が、国際的なデザインアワードである「MUSE Design Awards」において、展覧会と図録がダブルシルバー賞を受賞しました。こうした国際的な賞の受賞は、今後の国際文化交流については当館の展示会への大きな励みとなりますとともに、今後もお来館いただく皆様に、より満足いただけるようさらに展示内容の充実を図っていく所存であります。

これからも、県内の皆様はもとより、県外そして国外の皆様にも親しまれ、ともに成長する博物館を目指してまいりますので、皆様方のお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026（令和8）年6月

宮崎県立西都原考古博物館

館長 畑 中 道 一

I 宮崎県立西都原考古博物館の概要

1 沿革

1994(平成 6)年	4月	「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
1995(平成 7)年	3月	「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
1996(平成 8)年	3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
1998(平成10)年	3月	「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定
	11月	自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
1999(平成11)年	3月	「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定
	4月	西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置
	5月	西都原資料館再編整備検討委員会を開催
	7月	「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定
	11月	基本設計を契約
2000(平成12)年	7月	展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
2001(平成13)年	2月	建物の実施設計を契約
2002(平成14)年	3月	建物の建築工事を契約、着工(3月12日)
2003(平成15)年	8月	竣工(8月27日)
	9月	県立西都原考古博物館条例が県議会で可決
	11月	県立西都原考古博物館条例施行(11月1日)
		機関設置、職員発令(11月1日 館長他10名)
2004(平成16)年	4月	開館記念式典(4月16日)
		開館(4月17日)
		開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催(～6月20日)
		天皇皇后両陛下ご視察(4月25日)
	6月	財団法人日本博物館協会加入(6月21日)
	10月	九州博物館協議会加入(10月6日)
2008(平成20)年	1月	韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結(1月11日)
	12月	韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結(12月10日)
2013(平成25)年	1月	累積入館者数100万人を達成(1月20日)
	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結(12月23日)
2014(平成26)年	4月	開館10周年記念式典(4月18日)
	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結(11月14日)
2015(平成27)年	3月	第1期中期運営ビジョン策定
2018(平成30)年	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新(12月28日)
2019(令和 元)年	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新(11月14日)
2020(令和 2)年	3月	第2期中期運営ビジョン策定
	4月	開館時間を午前9時30分に変更
2023(令和 5)年	12月	台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定更新(12月6日)
2024(令和 6)年	7月	開館20周年記念式典(7月5日)
	11月	韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定更新(11月7日)

2 基本理念

(1) 博物館事業理念

『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

(2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長する博物館
- 利用者一人ひとりのための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

(3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りで、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

(4) シンボルマーク

西都原考古博物館のシンボルマークは様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人にも必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



西都原考古博物館シンボルマーク

3 2025（令和7）年度組織・予算

（1）組 織

2025（令和7）年4月1日付

館 長 長友由美子
副館長 東 憲章

【管理担当】

担当リーダー 主 幹 池田 隆之
主 査 泥谷 修一
主 事 山本奈菜美

【学芸普及担当】

担当リーダー 主 幹 和田 理啓
副主幹 松本 茂
主 査 橋本 英俊
主 査 沖野 誠
主 査 寺師 鮎美
主 事 日高風海斗

（2）予 算

ア 文化財保護顕彰費：43,818千円

・特別史跡西都原古墳群保存整備事業
(22,033千円)

・みやぎきの古墳魅力発信事業
(1,912千円)

・西都原古墳群史跡整備事業（17,299千円）
・運営事務費（2,574千円）

イ 考古博物館費：196,781千円

・管理運営費（134,681千円）
・西都原考古博物館老朽化対策事業：
(62,100千円)

ウ 考古博物館教育普及費：18,427千円

・特別展費（10,586千円）
・博物館講座等（7,841千円）

エ 考古博物館資料整備費：20,594千円

・調査研究費（4,559千円）
・資料整備費（16,035千円）

4 施 設

（1）名 称

宮崎県立西都原考古博物館

③構 造 鉄筋コンクリート造4階建

（地下1階、地上3階）

（2）所在地

宮崎県西都大字三宅

字西都原西5670番

④居室別面積

展示室 1335.63㎡

収蔵展示室 18.0㎡

（3）設置年月日

2003（平成15）年11月1日

第1収蔵庫 139.83㎡

第2収蔵庫 170.07㎡

（4）開館年月日

2004（平成16）年4月17日

第3収蔵庫 148.83㎡

重要物収蔵庫 25.32㎡

（5）敷地面積

90,122.25㎡

機械室（大） 236.70㎡

機械室（小） 43.78㎡

（6）建 物

①建設面積 2,334.45㎡

②延床面積 6,678.63㎡

エントランス 197.42㎡

ホール 325.90㎡

講師控室 14.48㎡

救護室	11.63m ²
館長室	36.00m ²
副館長室	20.25m ²
事務室・研究室	189.91m ²
応接室	43.99m ²
情報処理室	36.00m ²
保存処理室	66.00m ²
資料保管室	15.75m ²
整理室	46.69m ²
セミナー室	99.82m ²
トラックヤード	49.72m ²
情報利用コーナー	21.90m ²
閲覧室	86.15m ²
図書室	66.00m ²
展望ラウンジ	133.92m ²
その他	3,075.94m ²
(ロビー・階段・通路等)	

(7) 構成施設

西都原古代生活体験館

①建築面積	941.68m ²
②延床面積	1,014.23m ²

③構 造 木造平屋一部2階建

④棟別面積

セミナー棟	571.94m ²
古代構法棟	315.93m ²
渡り廊下棟	99.36m ²
古代住居	27.00m ²

(8) 関連施設

西都原古墳群遺構保存覆屋

①建築面積	1,394.00m ²
②延床面積	1,394.00m ²
③構 造	鉄筋コンクリート造 木造平屋一部2階建

13号墳内部主体見学施設

①建築面積	22.89m ²
②延床面積	22.89m ²

③構 造 鉄骨造平屋

4号地下式横穴墓保存見学施設

①建築面積	21.24m ²
②延床面積	21.24m ²

③構 造 鉄骨造平屋



写真1 本館全景

5 宮崎県博物館協議会

(1) 宮崎県博物館協議会委員

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。現在の委員は下記のとおりである。（任期：令和6年7月30日～令和8年7月29日）

区 分	氏 名	所 属・役 職 等	専 門
学校教育関係者	大 重 美 貴	野の花幼稚園 園長	幼 稚 園
	田 原 理 恵	宮崎市立宮崎西小学校 校長	小中学校
	永 山 新 一	えびの市教育委員会 教育長	教育行政
	堀 田 由 美 子	尚学館小学校 校長	私立学校
	森 永 英 津 子	小林こすもす支援学校 校長	県立学校
社会教育関係者	野 村 美 智 子	宮崎県地域婦人連絡協議会 副会長	婦人団体
家庭教育関係者	甲 斐 実 紗 希	宮崎県PTA連合会 副会長	P T A
学識経験者	柴 田 博 子	宮崎産業経営大学法学部 教授	歴 史
	田 村 伸 夫	宮崎県観光協会 専務理事	観 光
	出 口 智 久	宮崎野生動物研究会 副理事長	動 物
	那 賀 教 史	宮崎民俗学会 会長	民 俗
	八 ツ 橋 寛 子	宮崎大学名誉教授	植 物
	柳 澤 一 男	宮崎大学名誉教授	考 古
	山 下 裕 亮	宮崎公立大学 地域連携・防災研究センター 准教授	地 質
	横 山 幸 子	宮崎県社会福祉協議会 副会長兼常務理事	社会福祉
公募委員	川 越 祐 子	フリーライター	公 募
	木佐貫ひとみ	フリーパーソナリティ	

※役職名は2026（令和8）年3月31日現在（敬称略：区分内で五十音順）

(2) 開催状況

期 日：2025（令和7）年11月5日（水）

会 場：宮崎県立西都原考古博物館 ホール

議 題：①令和6年度総合博物館の事業報告及び評価について

②令和6年度西都原考古博物館の事業報告及び評価について

③令和7年度総合博物館及び西都原考古博物館の事業計画について

④県総合博物館第4期中期運営ビジョン及び西都原考古博物館第3期中期運営
ビジョンについて

⑤その他

（池田）

[資料1] 宮崎県立西都原考古博物館第3期中期運営ビジョン（令和7～11年度）

1 ビジョン策定の目的

宮崎県立西都原考古博物館は、昭和43年に風土記の丘整備事業の中で設置された「西都原資料館」を前身とし、西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画に基づいて建設され、平成16年4月に開館した考古学専門の博物館である。

開館以来、豊かな自然と優れた歴史的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、調査研究、史跡の保存整備、資料の収蔵、展示、国際交流、古代生活体験、教育普及など、幅広い活動を行ってきた。

展示においては、平成27年度からは春期と冬期に県内の資料を中心とする企画展、夏期に国内の資料により構成する特別展、秋期に韓国や台湾の資料を加えた東アジア的視点による国際交流展を実施してきた。

以上の取組の結果、当館は考古学専門の博物館として一定の評価を得ているものと考えられるが、一方で開館から20年が経過し、開館時の基本理念を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化に即応した取組を行う必要も生じている。

このため、博物館法の規定に基づき、事業評価を含めた今後5年間の第3期中期運営ビジョンを策定するものである。

2 ビジョンの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

3 基本理念

（1）博物館事業理念

『未来日向の創造』

西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館として、それらの実現のために組織一体となって活動していく。

（2）施設のコンセプト

○ 利用者と共に常に成長する博物館

考古学の情報は過去の固定化した情報ではなく、常に多くの歴史を語ろうとしており、その情報の多面性・多層性を表現することを目指して展示を展開する。

この考え方は、調査研究、保存活用、ならびに教育普及へも通底し、利用者と共に成長する博物館活動を目指す。

○ 利用者一人ひとりのための博物館

県民をはじめとした多様な利用者一人ひとりが、自主性・主体性を発揮して博物館活動に関わることでできる知的集客空間を目指す。

博物館と利用者の対話と連携を通じ、個としての関わりを実感できる「私の博物館」となることを目指す。

○ 次代を担う人材育成に寄与する地域の博物館

考古学を手がかりとして地域の独自性を掘り起こし、新たに表現、創造する活動を通じ、南九州の人々の生きた証を発信する総合的な学問として組み立て、これからの宮崎県、そして我が国を担う人材育成へとつながることを目指す。

西都原考古博物館は、西都原古墳群と一体となった遺跡博物館であり、ここを拠点に地域の誇りを磨き直すことで、地域活性化の核となることを目指す。

4 博物館運営の基本方針

基本理念及び次の4つの当館の特徴を踏まえ、(1)～(6)を基本方針として運営を行う。

○ 常新展示

研究の成果を常に新鮮な形で利用者に提供し、そのニーズに応じて断続的に内容を変化させる展示を行う。

「常設展示」の概念を廃し、固定化することなく常に新しい情報として発信する「常新展示」の考え方に基づいて展開する。

○ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語、知識等の違いを意識することなく、博物館を訪れる方すべてが安心して利用できるよう施設や設備を整えるとともに、職員やボランティアガイドによる人的なアテンドを充実させる。

○ 県民等との協働による運営

NPO法人と協働する運営形態により、地域や県民等との連携強化を図り、より親しみやすい博物館を目指す。

○ フィールドミュージアム

古墳群全体を展示空間としてとらえ、利用者が様々な博物館活動を通して、古墳について学び、時代のイメージを思い描くことができるように導く。

(1) 調査研究

- ・幅広いテーマの調査と研究に取り組み、その成果を常に展示や史跡整備にフィードバックすることにより、たえず成長し発展する博物館の原動力とする。
- ・国内外の研究者と積極的に交流を行い、研究協力体制の強化を図る。

(2) 資料収集と保存活用

- ・宮崎県の貴重な考古資料を次世代に伝えるため、資料の収集と整理を行い、その保存や維持管理に関する技術・方法の開発に努める。
- ・資料の館内外の活動への積極的な活用を図る。
- ・資料のデータベース化と情報の積極的な公開を図り、他機関との連携を深める。
- ・図書や写真等の資料収集に努め、様々な利用者による活用に供する。

(3) 展示

- ・古墳時代を中心とした、本県の特徴を浮き彫りにする展示を行う。
- ・利用者の更なる探究心を誘うために、最新の研究成果に素早く対応した展示を行う。
- ・国際交流展など郷土と世界とのつながりを意識できる展示を行う。
- ・利用者それぞれの興味や関心によって、多様な情報が得られる奥行きのある展示を行う。

(4) 教育普及

- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりが本県の貴重な文化財に親しむための機会を充実させる。
- ・生涯学習や学校教育に活かすことができる講座等を提供する。
- ・県内の小・中・高校や生涯学習機関等との連携により、児童生徒の学校教育における当館の利用促進を図る。

(5) 情報発信

- ・国内外の関係機関との連携を図り、情報の受発信の核となるよう努める。
- ・当館ホームページ、各種広報紙をはじめ、様々なメディアを通して積極的に情報を発信する。

(6) 経営

- ・本県の厳しい財政状況の中で、地域や県民等との連携により、経営の効率化を図りながら利用者サービスの向上に努める。
- ・職員の危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制のさらなる強化を図る。
- ・当館を訪れるすべての方が、安全安心かつ快適に利用できるよう、施設設備の維持管理に努める。

5 実施方針

事業推進においては、基本方針に基づき次のとおり実施する。

(1) 調査研究

- ・「特別史跡西都原古墳群」の全容理解のため、各種調査を実施し、その保存と活用に関する研究を進める。
- ・地中レーダー探査により、県内古墳、遺跡の分布状況、構造把握を進める。
- ・調査等の成果を展示や講座等に反映させるとともに、研究紀要、図録等で広く情報の共有化を図る。
- ・国内外の研究機関、研究者との交流を図るなど、本県考古学研究の牽引者として最新の動向把握を積極的に行う。
- ・調査研究の成果は、論文等の執筆、研究発表等により積極的に公表する。

(2) 資料収集と保存活用

- ・収蔵する金属製品に化学的保存処理を施すとともに、資料データベースを整備する。

金属製品保存処理件数（外部委託含む）	50件
--------------------	-----

- ・収蔵する古人骨を適切に保管し、資料データの追加、更新を行う。
- ・収蔵する土器、石器を適切に保管し、分類、修復を進める。
- ・関係する図書、写真等の資料について、収集及び分類、登録を進める。

図書等の分類・登録件数	1,000件
-------------	--------

(3) 展 示

「常新展示」の考え方に基づいた展示を行い、特別展、国際交流展等を継続して実施し、来

館者の確保に努める。

入館者数（本館、古代生活体験館）	8万人
------------------	-----

① 特別展

- ・県外資料を含む構成で、南九州の日本列島における地域特性を明らかにする展示を行う。

② 国際交流展

- ・韓国、台湾等の国外資料を含む構成で、南九州の東アジアにおける位置づけを明らかにする展示を行う。

③ 企画展

- ・主に県内資料で構成し、古代日向の特徴を様々な視点で情報発信する展示を行う。

④ コレクションギャラリー展

- ・主に当館収蔵資料で構成し、当館業務として行った調査研究、資料整理の中で得られたテーマについて焦点を絞って情報発信する展示を行う。

（４）教育普及

宮崎県の埋蔵文化財に対する理解を深めるため、県民への学習機会の提供を計画的に実施する。学校や教育機関との連携を図り、学校教育における当館利用を促進する。

① 生涯学習としての教育普及活動

- ・講演会や考古博講座、体験・実験講座を実施する。

講演会、講座の実施回数	15回
-------------	-----

- ・古代生活体験館のメニュー充実を図り、実践的な学びの機会を提供する。

古代生活体験者数	1万人
----------	-----

② 学校教育との連携

- ・学校教育の中での当館利用を積極的に進める。
- ・職場体験、インターンシップ等を積極的に受け入れる。

（５）情報発信

様々な広報手段を活用して、県内外へ博物館の情報を積極的に発信する。

① 個別・直接の広報活動の充実

- ・市町村教育委員会や社会教育施設等に対して、チラシ配布等により当館利用の働きかけを行う。
- ・展示会や講座等の実施について、報道機関に情報提供を行う。

② 当館ホームページ等の充実

- ・当館に係る最新情報を提供するため、公式ホームページの更新を行う。

ホームページ更新回数	60回
------------	-----

- ・フェイスブック等SNSへの投稿により、当館及び西都原地区の最新の情報を提供する。

SNS投稿回数	60回
---------	-----

(6) 経 営

経営効率化を進めながら、集客施設として利用者へのサービス向上に努める。

① 県民等意見の反映

- ・来館者へのアンケートを実施し、要望や満足度を把握して、より良い展示・運営のために生かしていく。

アンケート収集件数	1,200件
満足度	80%

② 県民等との協働

- ・県民によるボランティアガイド活動を支援し、館運営に係る協働活動を進める。

ボランティアガイド研修支援回数	4回
-----------------	----

③ 職員の資質向上

- ・職員が博物館の社会的役割を自覚し、当館の充実、向上を進めるため、館外研修等への参加を促進する。

④ 危機管理体制の強化

- ・災害発生における来館者の安全確保や収蔵資料の保護等、職員の危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施する。

⑤ 施設・設備の管理

- ・来館者の安全安心と快適性維持のため、計画的に改修や環境整備を実施する。

(7) その他

① 事業評価

毎年度、事業実施状況について内部評価を行うとともに、その結果を宮崎県博物館協議会に諮問し、評価及び意見を受ける。

② 本ビジョンの見直し

期間中、財源等に著しい変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行う。

(東)

II 利用状況

1 施設利用状況

(1) 入館者数 2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
本館 （うち特別展・企画展・コレクションギャラリー展）	67,957 (63,825)
古代生活体験館	9,594
計	77,551

(2) 累積入館者数 2004（平成16）年4月17日～2026（令和8）年3月31日

展示室・古代生活体験館	入館者数（人）
本館	2,047,035
古代生活体験館	323,106
計	2,370,141

(3) 諸事業への参加者数 2025（令和7）年度

教育普及事業	参加者数（人）
講演会	204
考古博講座	106
体験・実験講座	112
計	422

(4) ホールの主な利用状況（当館主催事業を除く）一部抜粋

利用目的	利用日
令和7年度宮崎県消防長会	4月1日
令和7年度宮崎県公民館連合会理事会・定期総会	5月27日
令和7年度宮崎県公立小・中学校事務研究会児湯支部	6月13日
令和7年度宮崎県社会教育委員研究大会	12月16日

※300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

施設等使用料

ホール	午前（10：00～12：00）		3,820円
	午後（13：00～17：00）		7,640円
ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,480円
	暖房設備		730円

（池田・永富）

2 館内資料利用及び貸出状況

表1 館内資料利用（資料調査等）

利用年月日	所属	利用資料	利用目的
2025年5月31日	古賀市教育委員会	蹄鉄2点(牧の原第2遺跡、林遺跡)	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2025年6月6日 ～6月8日	大阪大谷大学	西都原古墳群101・169号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2025年7月5日 ～7月6日	くらしき作陽大学	銅鏡22点、銅鈴2点、馬鐸2点 計26	調査研究 熟覧 顕微鏡観察 鏝サンプリング
2025年7月8日 ～7月11日	宮崎県埋蔵文化財センター	陣内遺跡出土土偶、鈴鏡塚古墳出土八鈴五獣形鏡	調査研究 熟覧 3D計測 写真撮影
2025年7月11日 ～7月13日	大阪大谷大学	西都原古墳群101号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2025年8月28日	南山大学	陣内遺跡出土土偶	調査研究 熟覧 3D計測
2025年9月25日 ～9月26日	同志社大学	綾尾立遺跡出土縄文土器一括	個人研究 熟覧 実測 写真撮影
2025年9月26日 ～9月27日	くらしき作陽大学	銅鏡21点、銅鈴1点、馬鐸3点 計25点	調査研究 熟覧 顕微鏡観察 鏝サンプリング 蛍光X線分析
2025年11月7日 ～11月9日	大阪大谷大学	西都原古墳群101号墳出土埴輪一括	調査研究 実測 拓本 写真撮影
2026年1月11日 ～1月12日	奈良県立橿原考古学研究所	短甲2点(六野原8号地下式横穴墓、六野原10号地下式横穴墓)、六野原10号地下式横穴墓出土鉄族塊	個人研究 熟覧 写真撮影
2026年2月14日	明治大学	上ノ原遺跡出土剥片尖頭器5点	個人研究 熟覧 写真撮影
2026年3月1日 ～3月5日	奈良県立橿原考古学研究所	西都原111号墳出土挂甲小札一括	調査研究 熟覧 実測 写真撮影
2026年3月14日	西都市教育委員会	苅田窯跡出土須恵器一式	個人研究 熟覧 写真撮影

表2 資料等貸出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間 提供年月日	申請者 (機関)	利用資料	利用目的
2025年6月4日	株式会社 国書刊行会	写真データ3点 [高千穂町陣内遺跡出土土偶・石棒、北郷町柿ヶ 迫遺跡出土曽畑式土器]	『1000の縄文』（仮題）縄文ZIN編 集部[編著]への掲載。
2025年6月13日	九州国立博物 館企画課	写真データ1点 [西都原古墳群および百塚原古墳群]	九州国立博物館開館20周年記念 特別展「九州の国宝 きゅーはく のたから」会場内パネルへの掲載。
2025年9月9日	株式会社京阪 神エルマガジ ン社	写真データ4点 [西都原古墳群、博物館内観、古代生活体験館]	JR西日本沿線情報紙「西Navi10 月号」への掲載。
2025年10月2日	共同組合イン フォメーション テクノロジー関 西	写真データ3点 [博物館外観・内観、古代生活体験館]	JR西日本おでかけガイドおよび WESTER、トヨタカーナビへの掲 載。
2025年10月26日	個人	写真データ2点 [男狭穂塚・女狭穂塚、特別参拝の様子]	地域情報誌きりしまフォーラム発 行予定の『西都市特集』への掲載。
2025年10月2日	公益財団法人 宮崎県立劇場	写真データ1点 [埴輪子持家(レプリカ)]	劇場のパイプオルガンのデザイン モチーフである西都原古墳群出土 「埴輪子持家」を、紹介するため。
2025年11月6日	株式会社 梓書院	写真データ1点 [西都原206号墳(鬼の窟古墳)]	自費出版書籍における参考図版と して掲載。
2025年11月19日	福岡市 博物館	写真データ2点 [有田遺跡の剥片尖頭器・ナイフ形石器(福岡市 埋蔵文化センター蔵、宗原異性の尖頭器類(九 州歴史資料館蔵)]	『新修 福岡市史 ブックレット・ シリーズ④ 旧石器・縄文時代 縄文時代のタネとムシ』への掲載。
2025年11月19日	國學院大學博 物館	写真データ2点 [上ノ原9号地下式横穴墓群出土1号人骨(女性) ・2号人骨(男性)]	令和7年度 國學院大學博物館特 別展「性別越境の歴史学」における パネル展、図録への掲載。
2025年12月23日	日置市教育委 員会社会教育 課	写真データ1点 [淇武蘭遺跡出土 多種多様な『煙斗』]	日置市指定史跡「市来鶴丸城跡」出 土資料との比較検討および報告書 への掲載。
2025年12月25日	有限会社セン ス/トト・ライ ティング	写真データ1点 [男狭穂塚・女狭穂塚古墳周辺]	古代史研究読本「邪馬台国、それ は、、、の地に」第2版への掲載。
2025年12月25日	個人	写真データ1点 [博物館外観]	一般社団法人九州観光機構WEB サイト「九州旅ネット」への掲載。
2025年12月27日	個人	写真データ2点 [企画展「古人骨」展示状況]	朝日新聞宮崎版への掲載。

利用期間 提供年月日	申請者 (機関)	利用資料	利用目的
2026年1月15日	個人	写真データ2点 [博物館外観・古代生活体験館]	宮崎県PR(キキタビ)。
2026年1月22日	個人	写真データ3点 [企画展「古人骨」状況写真]	共同通信社が配信する記事に使用。
2026年1月28日	株式会社 アルパ	写真データ2点 [館内展示状況]	株式会社社会教育画劇発行の『47都道府県ミュージアム&ライブラリー』への掲載。
2026年2月3日	個人	写真データ1点 [第1古墳群 航空写真]	株式会社ニューサイエンス社発行の『遺跡公園』(仮題)への掲載。
2026年2月13日	株式会社 かみゆ	写真データ1点 [館内展示状況]	朝日新聞出版「だからわかるシリーズ『古代史』(仮)」への掲載。
2026年2月17日	個人	写真データ2点 [博物館外観・古代生活体験館]	株式会社KADOKAWA お出かけ情報サイト「ウォーカープラス」への掲載。
2026年1月29日	ライフプランニング株式会社	写真データ3点 [館内展示状況、鬼の窟、石室内部]	株式会社JTBパブリッシング発行『るるぶドライブ九州ベストコース27』への掲載。
2026年2月27日	西都市観光協会	写真データ8点 [館内展示状況、古代生活体験館、3階展望ラウンジ、埴輪子持家、埴輪船、金銅製馬具100号墳整備後、171号墳整備後]	西都市観光協会発行予定の『観光パンフレット』(仮題)への掲載。
2026年3月27日	株式会社 雄山閣	写真データ1点 [図録画像:九州中部と九州南部の土偶、宮崎平野・大隅半島の軽石製岩偶]	株式会社雄山閣発行の「季刊考古学175号」(仮題)への掲載。

(松本・寺師・日高)

Ⅲ 事業報告

1 調査研究

調査研究は博物館活動の根幹であり、日常的な取組の成果は、研究紀要や報告書等に掲載するとともに、展示に反映させている。

なお、学芸普及担当職員の研究の成果については本章7（1）、刊行物は7（2）に記載している。

（1）特別史跡西都原古墳群の発掘調査

当館では「特別史跡西都原古墳群史跡整備事業」（2024～2028年度）に伴う発掘調査を実施し、史跡の保存および整備活用に資するデータの蓄積を進めている。

2025（令和7）年度は、西都原156号墳の発掘調査を実施し、発掘調査概要報告書として「特別史跡西都原古墳群発掘調査・保存整備報告書（X XⅦ）」（2026年3月）を刊行した。

2026（令和8）年度は、西都原156号墳に隣接する159号墳・160号墳と地中レーダー探査で地下式横穴墓の可能性がある空洞反応を有する300号墳・141号墳を対象とした発掘調査を実施する予定である。（日高）

（2）地中レーダー探査

地中レーダー探査は、発掘調査を行わずに地下の遺跡情報を得ることができる非破壊的手法の調査である。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握し、地下の状況を明らかにできる地中レーダー探査を実施することは急務である。

当館における地中レーダー探査は、南九州の古墳文化を広く発信し、世界遺産を目指す取り組みの一環として、西都原古墳群の全体像の解明を試みるもので、2024（令和6）年度から3か年で実施する「みやぎきの古墳魅力発信事業」に位置づけられている。

当年度に終了した探査面積は合計784㎡で、西都原古墳群（尾筋支群）233号墳周辺を対象として行ったが、特筆すべき地下構造の反応は得られていない。次年度以降も引き続き尾筋支群を対象として探査を行う予定である。（沖野）

（3）保存整備と活用

① 整備事業

第3支群内唯一の前方後円墳であり、当館3階のラウンジから眺めるビューポイントの一角にある西都原265号墳の墳丘保存修復工事（墳丘整備工事）を実施した。墳丘保存修復工事とは、発掘調査等の成果に基づいて古墳本来の姿に復元整備するものであり、今年度は後円部の一部及び前方部について樹根の切り崩し、盛土による遺構面の保護および張芝を実施した。西都原265号墳の墳丘保存修復工事は、次年度以降も「特別史跡西都原古墳群史跡整備事業」にて引き続き実施する予定である。（沖野）

② 史跡の維持管理

「特別史跡西都原古墳群保存整備事業」に基づき、整備を終えた見学施設等の維持管理や、墳丘及びその周辺の除草管理等を進めている。古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施しており、古墳の墳丘部分は県教育委員会（但し、国有地は除く）、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。これら維持管理行為のうち、除草管理については、一般財団法人みやぎ公園協会等に業務委託して実施した。（橋本）

(4) 国内外の研究者との交流

① 国際文化交流

当館では、開館以来、国際交流を調査・研究の柱と位置づけており、現在は台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を締結し、共同調査研究や職員の人的交流などの交流を行い、国際交流展として成果の一端を公表している。

台湾関係では、2025（令和7）年4月に台湾新北市立十三行博物館で行われた「2025新北市国際考古フォーラム―動物と考古学―」に発表者として参加し、「2025新北市考古生活フェスティバル」に体験活動（トントン相撲）のためのブースを当館から出店し、職員2名が参加した。

また、2025（令和7）年9月30日から2026（令和8）年3月1日にかけて、十三行博物館との共催で特別展「静土有声：臺日古代文物対話特展」を開催した。これに伴い、特別展開会式には館長・副館長が出席し、副館長による展示解説も行われた。開会式後は副館長が台湾のTV局の取材にも対応し、宮崎県下のみならず国内資料の解説も行って周知を図った。なお、本特別展は、世界中の優れた独創的なデザイン作品を表彰する国際的なデザインアワードである「MUSE Design Awards」で展覧会と図録においてダブルシルバー賞を受賞した。

韓国関係では、5月に学術文化交流協定の基づき韓国国立羅州博物館より2名の職員を受け入れた。当館からは11月に3名の職員が2026年度の国際交流展の資料調査を兼ねて羅州を中心に韓国を訪問した。

韓国・台湾ともに、コロナ禍以前に行ってきた相互訪問による館同士の交流も可能となりつつある。
(和田・松本・沖野)

② 国内研究機関・研究者との共同研究

水田稲作比較技術研究プロジェクト（代表：東京都立大学山田昌久教授）の一環として、西都市内の水田での稲作実験を2022（令和4）年4月に開始し、2025（令和7）年度も継続している。今年度は新たな場所に水田を移し、赤米2種の栽培実験を実施した。今年度は株毎に開花時期を記録し、同じ水田区画内での登熟タイミングのバラつきについて観察した。
(松本)

2 資料収集と保存活用

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

(1) 考古資料の収集と保存活用

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「土器・石器等」の収集と整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

なお、当館では収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

① 鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。

2025（令和7）年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計3点（小札単体の場合は24点）である。

○西都市西都原111号墳出土の挂甲小札塊 2点（小札単体では23点）

○都城市築池21号地下式横穴墓出土の鉄剣 1点

これらのうち、西都原111号墳出土の挂甲小札塊2点（小札単体では23点）については、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填（復元）を行った。

その他の築池21号地下式横穴墓出土の鉄剣1点については、株式会社葵文化に委託して保存処理を行った。また、国庫補助の対象以外に西都市西都原111号墳出土の挂甲小札40点に関してクリーニング・脱塩を行った。市町村（都城市）からの依頼により18点のX線写真撮影をおこなった。

（日高）

② 古人骨

当館に収蔵されている古人骨については、収蔵人骨の点検や補修、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。2025（令和7）年度は、資料調査へのいっそう効率的な対応を実現するため、データベースの整備を重点的に進め、より活用しやすい環境整備に努めた。あわせて、獣骨等の整理も進めている。また、コロナ禍で中断していた長崎大学からの資料移管についても、昨年度に引き続き実施した。

（沖野）

③ 土器・石器等

西都原156号墳の整理作業を進めるとともに、西都原115号墳・291号墳・第1支群滅失墳・第3支群滅失墳・丸山遺跡・酒元ノ上横穴墓群・根井保夫コレクションの収蔵整理を実施した。西都原101・157・202号墳の出土品について、補完的な整理作業を実施した。持田古墳群の地下式横穴墓の報告書作成を実施した。

（松本）

（2）図書・写真資料の整理

地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会等が発行する調査報告書や、博物館等が発行した年報・研究紀要、図録等を出版者から直接寄贈を受ける通常寄贈のほか、個人からの蔵書の寄贈を受ける個人寄贈、あるいは購入等により図書・写真資料を収集している。蔵書は2024（令和6）年度末では計37,419冊であり、本年度、通常寄贈488冊、個人寄贈1,345冊、購入17冊、小計1,850冊を加えて39,269冊となった。また、写真については今後の活用に資するため、149件のデジタルデータ化を行った。

（橋本・沖野）

3 展 示

当該年度における入館者数は77,551人であった（本館67,957人＋古代生活体験館9,594人）。これは目標の10万人に遠く及ばない数値であるが、令和5年度と比較すると約10,000人増であり、新型コロナウイルス感染拡大の影響が落ち着くに伴い徐々に来館者数が回復している傾向がうかがえる。館活動の成果を公開する展示については、特別展として「百練利刀～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～」と題し、県外資料を含めて展示を行う展示会を実施したほか、国際交流展として「千年の至芸～台湾宜蘭 漢本遺跡～」と題して、日本初公開となる台湾宜蘭県、Blihun漢本遺跡の展示を行った。また、運用5年目となるVR体験の令和7年度実績は、前年度から500人ほど利用者数が減少し、427人（コンテンツ型67人、ストーリー型360人）が体験をした。

（和田）

（1）企画展「日向を貫く～大淀川流域の考古学～」

期間：2025（令和7）年4月19日（土）～6月22日（日） 56日間

期間中入館者数：12,712人

展示資料：104点

九州第2位の流域面積を誇る大淀川流域に暮らした人々の歴史を考古資料から探る展示とした。大淀川は、宮崎・鹿児島県境の山地に源流を発し、都城盆地と宮崎平野を貫くように流れ、本庄川などの支流を取り込みながら、最終的に日向灘へと注ぐ。展示会は旧石器時代の剥片尖頭器や縄文時代早期の壺形土器、弥生時代における球磨盆地との交流、都城盆地の大島畠田遺跡の居館など、長い時間軸をとり、大淀川と人々の交流を巨視的に俯瞰する構成とした。(松本)

(2) 令和6年度 西都原古墳群発掘調査速報展

期間：2025（令和7）年6月12日（木）～11月26日（水） 140日間

期間中入館者数：32,237人

展示資料：7点

今回の展示会は、令和6年度に西都原156号墳で実施した発掘調査の成果を紹介するものである。調査の結果判明した墳丘の規模や構造、大正時代に行われた発掘調査の再検証結果と地中レーダー探査で反応があった箇所 성격確認結果を、発掘調査時に出土した土器や玉類を展示しつつ紹介した。(日高)

(3) 特別展「百練利刀～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～」

期間：2025（令和7）年7月5日（土）～9月7日（日） 57日間

期間中入館者数：15,466人

展示資料：62点

今回の展示会は、古墳時代の刀剣をテーマとし、宮崎県内外で出土した資料を通して、古墳時代刀剣のあり方を理解し、当時の社会構造や南九州の様相について知る機会を提供した。また、県内外で出土した蛇行剣や装飾付刀剣、県内出土の保存状態が良好な刀剣を展示することで、古墳時代の刀剣について紹介し、現代の日本刀の源流が古墳時代にあることを示した。(日高)

(4) 国際交流展「千年の至芸～台湾宜蘭 Blihun 漢本遺跡～」

期間：2025（令和7）年9月20日（土）～11月24日（月） 57日間

期間中入館者数：12,493人

展示資料：174点

コロナ禍以降、初の本格的な国際交流展として、日本初公開となる台湾の国指定考古遺跡である Blihun漢本遺跡の出土品を開陳し、台湾新石器時代から台湾鉄器時代に及ぶおよそ1,000年間の台湾東海岸の古代人の暮らしを紹介する機会とした。展示は、ガラスや金属の加工技術の粋、黒潮と亜熱帯林に由来する資源利用、特徴的な石敷きの村落と外部世界との交流、当時の世界観の復元の4部構成とした。(松本)

(5) コレクションギャラリー「凹字形鉄器が語るもの」

期間：2025（令和7）年12月6日（土）～2026（令和8）年2月8日（日） 50日間

期間中入館者数：8,603人

展示資料：6点

今回の展示会は、当館収蔵の6点の「凹字形鉄器」を紹介することで、同資料が古墳時代の宮崎平野部に集中して出土する意味を読み解き、宮崎の海岸沿いの砂丘上に営まれた古墳時代集落と朝

鮮半島との関わりを紹介した。

(和田)

(6) 企画展「古人骨」

期間：2025（令和7）年12月13日（土）～2026（令和8）年2月23日（月・祝） 55日間

期間中入館者数：10,394人

展示資料：50点

今回の展示会は、国内有数の古墳時代人骨を所蔵する当館の資料を中心に紹介し、土器や石器といった当時の生活用品からは知る得ることが困難な、古人骨の貴重な情報を通して、改めて彼らが生きた南九州社会を考える機会とするものである。県内から出土した縄文時代から江戸時代にかけての古人骨のほか、生業や文化・風習・疾病・怪我等の痕跡が残った人骨を展示し、古人骨研究の最前線にも触れた。

(沖野)

(7) 企画展「学史に名を刻む～宮崎の標式遺跡～」

期間：2026（令和8）年3月14日（土）～5月17日（日） 55日間

期間中入館者数：4,157人（令和8年3月31日まで集計）

展示資料：160点

今回の展示会は、考古学の研究上重要な基準となり、時代や文化、土器の型式などの名称の由来となった遺跡（標式遺跡）をテーマとし、宮崎県における標式遺跡を紹介した。石器や土器などの標式遺跡から出土した資料を展示し、宮崎県における考古学研究のあゆみを振り返るとともに、日本考古学の発展において宮崎県が果たしてきた役割を考える機会を提供した。

(日高)

(8) その他の展示「補修された痕跡を有する青銅鏡」

期間：2026（令和8）年1月9日（金）～2月15日（日） 38日間

展示資料：1点

今回の展示資料は、県内在住の個人が所有する青銅鏡1面である。入手経緯や出土品であるか等については不明であったが、鏡の観察の結果、漢鏡Ⅱ期の前漢鏡であることが判明した。鏡の8割は実物であるが、残り2割は後世に補修された可能性が高く、非常に希少な例であることから、所有者の了解を得て展示したものである。

(東)

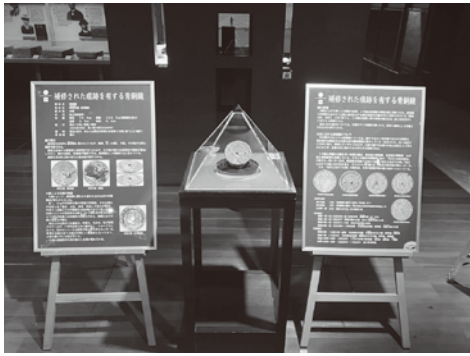
(9) その他の展示「ただいま！ 台湾から戻りました」

期間：2026（令和8）年3月14日（土）～5月17日（日） 55日間

展示資料：40点

今回の展示は、本館と台湾新北市立十三行博物館の共催により、2025年9月30日～2026年3月1日まで、台湾新北市立十三行博物館で開催された『静土有聲 臺日古代文物對話特展』のために本館が貸出し、3月5日に返却された資料を展示したもので、本館の国際交流事業の一端を紹介する目的で開催した。

(東)



展示：「補修された痕跡を有する青銅鏡」



展示：「ただいま！台湾から戻りました」

4 教育普及

2025（令和7）年度は、講演会3回、講座11回を実施した。

（1）生涯学習の一環としての教育普及活動

① 古代生活体験館の体験講座

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に県総合博物館の附属施設として設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをとおして、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶとともに、「文化財を大切にすることや態度」を培うことを目的としている。2025（令和7）年度は、年間9,594名が古代生活体験館を訪れ、それらのうち8,190名が体験活動を行った。

講座の内容としては、粘土を用いた土器・埴輪づくり、滑石を加工する勾玉づくり、弓錐式の火起こし、アンギン編みによるコースターづくり、低融合金を鋳型に流し込んで作るミニ鏡づくりなどの体験メニューがある。

（寺師）

② 講演会

2025（令和7）年7月27日に当館ホールにおいて、豊島直博氏（奈良大学教授）を招聘し、特別展開連講演会「宮崎の刀剣と大和政権」を開催した。特別展の目玉であった「蛇行剣」と「装飾付大刀」の基本情報を押さえた上で、刀剣から古墳時代の宮崎と大和政権のつながりがどのように読み取れるのかについて丁寧に説明していただいた。講演会後には、展示室にて実際に展示品を見ながら解説や質疑応答を行い、有意義な時間となった。（参加者75名）。

また、10月12日に当館ホールにおいて実施した国際交流展開連講演会「Blihun漢本遺跡の文化を探る」では、台湾から樹谷生活科学館の朱正宜館長を招聘した。講演では、実際にBlihun漢本遺跡の発掘調査・整理作業に携わった朱氏から、具体的で詳細な考古資料の紹介を通じて、この遺跡の一千年史を把握することができた。（参加者45名）

さらに、2026（令和8）年1月24日には竹中正巳氏（鹿児島女子短期大学）を招聘し、当館ホールにおいて、企画展開連講演会「南九州古人骨研究の新展開」を開催した。竹中氏の講演は、古人骨研究の研究手法の紹介から始まり、日本列島の人びとの成り立ちから南九州出土古人骨の特徴まで幅広い研究成果を提示し、さらには最新の研究動向についても触れられたことで、古人骨やそれを取りまく研究について理解を深める貴重な機会となった。（参加者84名）。 （松本・沖野・日高）

③ 考古博講座

実施日	演 題	講 師	聴講者数
5月24日(土)	「大淀川流域と都城盆地の考古学～平安時代の都城盆地・大島畠田遺跡と郡元西原遺跡～」	都城市文化財課 近沢 恒典 主幹	34名
8月30日(土)	「刀剣からみた宮崎の古墳文化」	本館 日高 風海斗	40名
11月15日(土)	「Blihun漢本遺跡から覗き見る、日本と台湾の考古学」	本館 松本 茂	18名
3月15日(日)	西都原古墳群を歩く	本館 橋本 英俊	14名

④ 体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数	実施日	講座名	参加者数
5月10日(土)	土器を作る	9名	10月26日(日)	台湾の金属飾りを作る	27名
7月26日(土)	考古学って楽しい！ (小中学生対象)	26名	11月9日(日)	古代の色に染める	11名
			12月14日(日)	古代食を作る	6名
8月3日(日)	蛇行剣を作る	12名	1月25日(日)	人骨の仕組みと並びを学ぶ	21名

(橋本)

⑤ その他の講座等

「考古学って楽しい！」(小・中学生対象、考古博物館少年団と合同、7月26日)では、石器について学習した後、局部磨製石斧を作り、実際に木の伐採を行う体験活動を実施した。

「西都原古墳群を歩く」は、西都原古墳群の有する豊かな自然環境と優れた歴史的文化的景観に親しむウォーキングイベントである。講座当日は晴天に恵まれ、今年度発掘調査を実施している156号墳および4号地下式横穴墓や111号墳をはじめ、第3支群の主要な古墳を巡りながら説明を行った。また、墳丘の整備が進む西都原265号墳(船塚)を見学し、西都原古墳群に対する理解を深めてもらう機会とした。

(橋本)

⑥ 考古博物館少年団

小学生29名・中学生4名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。本年度は6月から2月の期間に9回計画し、天候不順の影響も無く、全回実施した。

(橋本)

	実施日	活動内容
第1回	6月28日(土)	結団式・博物館内見学
第2回	7月26日(土)	石器の学習、石器制作
第3回	8月23日(土)	古代の楽器(土笛、土鈴)制作
第4回	9月28日(日)	石庖丁制作、古代米収穫体験
第5回	10月18日(土)	勾玉についての学習、勾玉製作
第6回	11月2日(日)	古墳まつり参加(勾玉体験補助)
第7回	12月7日(日)	土器の学習、土器制作(成形)
第8回	1月10日(土)	土器制作(焼成)・古代食
第9回	2月21日(土)	西都原古墳群についてのワークショップ、1年の振り返り／解団式



2025年度考古博物館少年団

(2) 学校教育との連携

① 学校教育への支援

学校団体(小・中・高校)の来館時、展示室見学前に当館の展示物や西都原古墳群についてスライドショーで概要説明を行っている。また、英語弁論大会や教育研究会等の会場としてホールを貸し出している。

② 職場体験・インターンシップ等

期 間	内 容	対 象	参加
6月25日	総合的な学習の時間における探究学習活動への協力	西都市立妻中学校3年	22名
8月18日 ～8月28日	学芸員課程博物館実習	宮崎大学教育学部4年	1名
8月26日 ～8月29日	宮崎県庁インターンシップ	宮崎大学地域資源創成学部3年 宮崎産業経営大学法学部法律学科2年	1名 1名
10月19日	博物館見学	九州保健福祉大学	21名
11月13日 ～11月14日	職場体験学習	西都市立三納中学校2年	1名
11月27日	職場体験学習	西都市立妻中学校2年	4名
12月3日 ～12月4日	インターンシップ	宮崎県立佐土原高等学校 産業デザイン科2年	4名

(寺師)

5 情報発信

各種媒体を用いて当館の活動について発信し、一人でも多くの方に来館し、体験していただくように活動を行っている。主な取組の内容は下記のとおりである。

(1) 広報活動

報道機関への当館活動についての情報提供は、特別展等の展示会関連で5回、講演会・考古博講座、体験・実験講座に関して9回、考古博少年団の募集について1回行った。

当館HPやSNS（Facebook）を活用して当館の活動内容を発信したほか、幅広い媒体で当館が紹介されることを目指して、雑誌やラジオ、テレビの取材への協力を行った。

① 観光事業団体等との連携による情報発信

・大型商業施設イオン宮崎でのポスター掲示

特別展の告知のため、7月23日（水）～29日（火）の7日間、国際交流展の告知のため9月25日（木）～30日（火）の6日間、1階エスカレーター入口にポスターを掲示した。

(2) 博物館ホームページ等

博物館ホームページについては、年間通して161回更新し、館内行事の告知や諸連絡を中心に行った。その他、当館のFacebookページを年79回更新した。速報的に展示会や講座等の紹介や準備の様子を中心に投稿した。今年度は、速報的な情報もFacebook同様、ホームページにも掲載した。

なお、ホームページのアクセス数は、「年間総ヒット数」2,860,013件、「総ページビュー数」343,201件、「総訪問者数」205,926件で、3つの件数とも過去最高を記録した。展示会や館内イベントの情報、周辺の花の様子等を細目に投稿していったことが過去最高の件数を出した要因ととらえる。月別の動向を見てみると、10月は総ヒット数が341,037件と300,000件を大きく上回り、過去最高の月別件数を記録した。展示会だけでなく、コスモスや「古墳まつり」など周辺イベントとの関連で件数が大きく伸びたと考えられる。

(寺師)

6 経 営

(1) 県民等からの意見の反映

2025（令和7）年度に来館者、講座等参加者に記入をお願いしたアンケートについては、「来館者アンケート」985件であった。なお、アンケートの集計結果についての詳細は、別頁の資料2で提示する。

（池田・和田）

（2）県民等との協働

（1）「NPO法人iさいと」の活動概要

「特定非営利活動法人iさいと」は2009年以降17年にわたり運営支援業務に携わり、多岐にわたる活動を展開してきた。これらは、開館当初からの「博物館（県）」「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」「NPO（iさいと）」の三者協働による博物館運営という基本コンセプトに基づくものである。特に本年度は古人骨の企画展にあわせたマルシェを開催し、ボランティア協力のもと多数の来館者を迎えた。

また、県内大手ホテルより西都原古墳群と考古博物館を組み合わせたツアー造成の提案があり、新たな誘客施策としてガイド体制の充実が求められる。ボランティア活動については、館内掲示のガイド募集チラシや現ボランティアからの声掛けにより、I・Uターン者の登録・参加が進んでいる。一方で、会員の高齢化に伴い、運転免許証返納や公共交通機関の未整備により通館が困難となり退会する事例や、ガソリン代等の負担の増加により活動回数を抑制せざるを得ない状況も見られる。このため、今後10年を見据えたボランティアガイドの在り方について、館と連携し検討する必要があると思う。

さらに、運営支援の一環である認知度向上及び誘客活動として、年2回のミュージアムコンサートでは高校生の参加により200人を超える来館者を集めたほか、「はにわんグランプリ」では100点を超える出展があった。加えて、銅鏡チョコやこぶんチョコ、古墳ケーキ作り体験は親子連れを中心に好評を博し、イベント後の展示室観覧にもつながるなど、博物館のPRに寄与した。SNS（Instagram）においてもフォロワー数が増加し、テレビ・ラジオ・新聞・タウン誌への継続的な掲載とあわせ、広報面において一定の成果を上げている。

（2）運営業務の内容及び成果

○コーディネート業務

・運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ2名、非常勤スタッフ4名を配置し、運営支援業務を行った。また当法人の本部スタッフが随時事業のサポートを行った。

西都原ボランティア協議会（以下、協議会と称する）の運営は、事務局として月1回の世話役会に参加し役員の意見や疑問に丁寧に対応した。協議会の活動や、経理業務等の支援を行い、館との橋渡しを常に行い事業運営の推進を図った。

・ボランティアガイドの募集（随時）と配置

ボランティア募集に関しては、ガイド自身の口コミで広がる活動に繋げた。館内ではパンフレットを来館者の目に留まるところに置き、エレベーター内にも掲示を行った。また館内で開催する講演会では配布協力をお願いした。当法人や協力団体が運営する各種公共施設やその施設における講座等の会場においても随時募集パンフレットの配布を行った。加えて、当法人が運営するミュージアムショップにおいて、ボランティアの活動や過去の館外研修の様態を収めた映像を流し、来館者に対する動画案内も実施し各種講座・イベントの告知と併せてボランティア募集を行った。新規ボランティア獲得については募集チラシの配布や勧誘を宮崎市（市民活動センター）に広げ、大学生の

インターンシップを受け入れるなど新たな模索を行った。今年はボランティアからの声掛けと館内掲示を見たという方から入会につながった。

ボランティア配置については、博物館や古墳群等の案内ガイド・古代生活体験館における指導員補助は、個々のボランティアの月間活動予定を集約し、その上で予約状況に応じたボランティアの配置を行った。夏、古墳群ガイド休止に伴いこの期間に開催する「特別展」のガイドでは古墳群ガイドが展示室で活躍した。学校団体に対する見守りガイドについては、運営支援事務局スタッフも来館時見守りガイドとしてボランティアと協力して対応を行った。

○ボランティアガイド研修

※今年度実施実績

研修内容	実施回数	研修内容	実施回数
館内展示解説研修	7回	館外研修	3回
ボランティアガイド交流会	3回	館主催の講座・講演会への参加、協力	14回
一般研修・講座	4回		

○館外研修・防災訓練など

・日帰り館外研修

研修場所：山之口運動公園、上野原縄文の森、鹿児島県立埋蔵文化財センター

西都市の福祉バスを利用して午前中に山之口、午後に鹿児島での見学・研修を行った。

研修場所：宮崎県埋蔵文化財センター

現地集合現地解散にて研修を行った。

・館外一泊研修

研修場所：人吉

副館長、整理専門員に研修場所についてアドバイスをいただき、実施した。学芸普及担当の沖野氏に同行いただき、展示室の遺物を現地で観察・体感することにより、来館者へのガイドにおいて、伝える力や内容の深まりを得る研修となった。また移動中のレクレーションや懇親会は会員同士の交流につながりこれからのボランティア活動を継続するうえで大切なものだと感じた。



・避難訓練

防災訓練は、館職員が半勤体制での地震発生時の避難誘導や、AEDを使用した救命措置の実習をボランティアと共にを行った。

・ボランティア協議会事務局運営

西都原ボランティア協議会（以下、協議会とする）事務局として月1回の世話役会に参加し役員の意見や疑問に丁寧に対応した。協議会の活動や経理業務等の支援を行い、館との橋渡しを常に行い事業運営の推進を図った。ボランティアガイドの会員同士や館職員との交流の機会を増やす目的

から忘年会を取りやめ年3回の茶話会へと変更実施した。会員同士での対面交流を大事にする協議会の支援を行う事務局運営となった。

○博物館友の会会員募集及び企画作成

・西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、募集チラシの作成・配布はもちろん、館内外の施設での掲示及び設置や、開催される各種の講座・講演、会合の場での案内も行った。同時にSNS等による案内やミュージアムショップでの声掛けなど募集に努めた。今年度はショップでの声掛けの効果が大きく、13名の新規加入をいただいた。

・西都原考古博物館友の会事業

今年度より、館と協議し年会費の価格改定を行い、郵送だけではなくデータでのお知らせ発送での対応も開始し近年の物価高騰による対策を行った。

○団体受付および団体受け入れ計画案の作成

団体受付については、事前に電話やFAXでの（利用申し込み書による）申し込みを受領後、内容等をチェックし、受付確認書を発行した。ガイド依頼のある分については、可能な限りボランティア配置を行った。学校団体利用の際は、見守り活動として複数人のガイドを配置した。予約状況については事務室ホワイトボードに書き出し、誰でもが確認・共有できるよう行った。また、週1回の定例会にて館長・副館長・学芸リーダー・管理担当リーダーとも共有を行った。

○講座体験活動の運営補助、材料発注および購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座体験活動に必要な材料確保を行った。毎日の売り上げを集計し月末には材料の在庫数量の確認（棚卸）を行ったうえで体験館指導員、古代生活体験館担当学芸員と協議し材料の発注・購入を行った。

(NPO法人iさいと 井上 優)

2025年（令和7）年度 団体予約件数年度合計

2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日

令和7年度		団体予約件数	予約人数	博物館予約件数	古墳群予約件数	体験館予約件数
予約総数		261	6,740	201	124	78
	(うち県外)	108	2029	89	84	6
	実績	249	6,355	190	117	77
	キャンセル	12	385	11	7	1

※予約が複数施設利用の場合があるため合計は一致しない。

令和7年度	学校種別					学校関係	社会教育関係	幼稚園 保育園 児童クラブ	観光関係	福祉関係	官公庁関係	その他 (個人等)	統計
	小学校	中学校	高校	専修 学校 大学	その他								
予約件数	26	9	3	3	1	42	6	12	67	28	12	94	261
(うち県外)	1	1	1	1	0	4	0	0	66	0	4	34	108
実績	26	9	3	3	0	41	6	12	60	28	12	90	249
キャンセル	0	0	0	0	1	1	0	0	7	0	0	4	12
予約人数	1,353	412	68	119	160	2,112	227	309	1,425	586	254	1,827	6,740
(うち県外)	24	35	22	34	0	115	0	0	1,421	0	85	408	2,029
実績	1,353	412	68	119	0	1,952	227	309	1,262	586	254	1,765	6,355
キャンセル	0	0	0	0	160	160	0	0	163	0	0	62	385

修学旅行	小学校	中学校	高校	その他	合計
		1			1

※令和8年3月31日現在

2025（令和7）年度 iさいと事業概要

実施日	実施・開催項目	参加人数
8月4日	市民の考古学講座(第4回) 講師:武末 純一氏(奴国の丘歴史資料館名誉館長)	25名
2月7日	自転車で巡るこの時期だけの絶景古墳ツアー 講師:西都原ボランティア協議会ボランティア 大木氏	15名

（3）職員の資質向上

県の自治学院が実施する研修に対象職員が参加した他、館内においては、コンプライアンス、危機管理、情報セキュリティ、人権同和問題、環境保全についての研修を全職員対象に行った。

学芸普及担当職員に対し、資料の輸送・梱包に関する研修を随時行った。また、刀剣の取扱いに関する研修を、夏の特別展「百練利刀」の撤収に合わせて実施した。（講師：総合博物館の粕木郁朗氏）（東）

（4）危機管理体制の強化

「考古博物館危機管理マニュアル」を点検、改訂し、全職員に周知するとともに、地震等の有事の際に、来館者・職員等が無事に避難できるように、通報・避難誘導、救命救急・心肺蘇生法の訓練を2月に実施した。（東）

（5）施設・設備の管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

本館は開館から22年が経過しており、施設・設備の老朽化が進み、機器の更新時期を迎えているものも多い。大規模な修繕については膨大な予算を伴うため関係機関と協議しながら、計画的に修繕・改修を行っている。小規模な修繕については予算の範囲内でその都度行っている。

令和7年度は、非常用発電バッテリー取替、空冷ヒートポンプチラー等の修繕を実施した。（池田）

7 資料その他

（1）職員の研究・活動等記録

東 憲章（考古学）

① 講演・学会発表等

- ・「埴輪からみた古代の儀式とスポーツ」 2025新北市國際考古論壇 2025年5月22日
- ・「南九州の古墳文化～神話と歴史をつなぐもの～」西都地区退職校長会合同研修会 2025年11月28日 宮崎県立西都原考古博物館

② 著書・論文等

- ・「埴輪からみた古代の儀式とスポーツ」『遺址十三』2025年刊第四期 新北市立十三行博物館 2025年11月（デジタル書籍）
- ・「個人所蔵の草葉文鏡について」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第22号 2026年3月

和田 理啓（考古学）

① 講演・学会発表等

- ・「古墳時代の日向における地域間交流」『令和7年度 古代歴史文化協議会共同研究事業「古墳時代の地域間交流」第19回研究集会』

③ その他

- ・日本考古学協会会員・宮崎考古学会会員

松本 茂（考古学・民俗学）

① 講演・学会発表等

- ・「当たり前を疑ってみたら、こうなった!? ～考古学から発信する文化理解のリフレーミング～」『丸亀市文化芸術推進サポーター養成講座 まるがめまなび文化遍路 鼎談』2025（令和7）年7月10日
- ・「Blihun漢本遺跡から覗き見る、日本と台湾の考古学」『令和7年度国際交流展「千年の至芸 台湾宜蘭Blihun漢本遺跡」関連講座』2025（令和7）年11月15日
- ・「宮崎県西都市圃場における栽培実験について－2025年度の概要－」（竹中美智子との共同発表）『弥生・古墳の水田復元研究会』2025（令和7）年12月21日

② 著書・論文等

- ・「WEB紹介 奈良文化財研究所「遺跡災害情報ポータルサイト」（全国遺跡出土地震痕跡データセット・歴史災害痕跡データベース）」『明日への文化財』93 2025（令和7）年8月
- ・（編著）『宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度国際交流展 千年の至芸 台湾宜蘭Blihun漢本遺跡』2025（令和7）年9月
- ・「45 宮崎県」『日本考古学年報』77（2024年度版）2025（令和7）年12月
- ・「宮崎県西都市圃場における栽培実験について－2025年度の概要－」（竹中美智子との共著）『人類誌集報』20 2025（令和7）年12月
- ・「石造物から読み解く海・山の生き物供養」『調査月報』No.393 2026（令和8）年1月

③ その他

- ・日本考古学協会会員
- ・日本旧石器学会会誌委員
- ・旧石器文化談話会会員
- ・九州旧石器文化研究会会員
- ・宮崎考古学会役員
- ・宮崎民俗学会役員
- ・宮崎県旧石器文化談話会会員
- ・水田稲作技術比較研究プロジェクトメンバー
- ・生き物文化誌学会会員

橋本 英俊（考古学）

② 著書・論文等

- ・（寺師鮎美との共著）「体験・実験講座実践報告―「蛇行剣を作る」について―」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第22号 2026年3月

③ その他

- ・日本文化財科学会会員
- ・南九州城郭談話会会員
- ・宮崎考古学会員
- ・宮崎縄文研究会会員

沖野 誠（考古学・第四紀学）

① 講演・学会発表等

・「祖母・傾山系流紋岩からみた行動領域」（桑村壮雄との共同発表）『黒曜石・安山岩・流紋岩 ―石器石材が物語る旧石器時代像―』第51回九州旧石器文化研究会2025（令和7）年12月13日

② 著書・論文等

・「祖母・傾山系流紋岩からみた行動領域」（桑村壮雄との共著）『黒曜石・安山岩・流紋岩 ―石器石材が物語る旧石器時代像―』第51回九州旧石器文化研究会2025（令和7）年12月

③ その他

- | | |
|-------------|----------------|
| ・日本考古学協会会員 | ・日本旧石器学会会員 |
| ・旧石器文化談話会会員 | ・九州旧石器文化研究会会員 |
| ・宮崎考古学会会員 | ・宮崎県旧石器文化談話会会員 |
| ・日本第四紀学会会員 | ・日本植生史学会会員 |

寺師 鮎美（教育普及）

② 著書・論文等

・（橋本英俊との共著）「体験・実験講座実践報告―「蛇行剣を作る」について―」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第22号 2026年3月

日高 風海斗（考古学）

① 発表・講演等

- ・「百練利刀～古墳時代 刀剣の世界」『サンデーラジオ大学』MRTラジオ 2025（令和7）年7月27日放送（ラジオ番組）
- ・「刀剣からみた宮崎の古墳文化」『令和7年度特別展「百練利刀～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～」関連講座』2025（令和7）年8月30日

② 著書・論文等

- ・（編著）『宮崎県立西都原考古博物館 令和7年度特別展 百練利刀～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～』2025（令和7）年7月
- ・「えびの市灰塚9号地下式横穴墓出土の素環頭大刀」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第22号 2026（令和8）年3月

③ その他

- | | |
|-----------|-----------|
| ・九州考古学会会員 | ・宮崎考古学会会員 |
|-----------|-----------|

（2）刊行物

2025（令和7）年度の当館の刊行物、および当館が編集に携わった報告等は、以下のとおりである。

① 図録 特別展「百練利刀～刀は妖しく輝き、剣は蛇と化す～」

2025（令和7年）7月5日発行 A5版56頁

実用的な武器としての刀剣だけでなく、煌びやかに装飾されたものや象嵌が施されたもの、祭祀の意味を持つものなど武器以外の役割・意味をもつ刀剣の紹介を通して、そのような役割や意味をもつこととなった古墳時代社会のあり方を読み解くことをテーマとした。

また、保存状態が良好な刀剣が多い点や蛇行剣の分布が集中する点など南九州の刀剣の特徴も併せて解説を行うと同時に、古墳時代の刀剣が、現在の日本刀の源流とも言える点なども解説した。

（日高）

② 図録 国際交流展「千年の至芸～台湾宜蘭 Blihun漢本遺跡～」

2025（令和7年）9月20日発行 A5版54頁

台湾北東部の宜蘭県の蘇花海岸で2012年に見つかったBlihun漢本遺跡の出土資料174点を展示し、この地域の一千年史をひもとく内容とした。コロナ禍以降、初の本格的な国際交流展として、日本初公開となる台湾の国指定考古遺跡であるBlihun漢本遺跡の出土品とその背景にある人々の営みを4部構成で紹介し、解説文・キャプションは日本語・中国語を併記して、日台両国の読者へ向けた仕様とした。（松本）

③『特別史跡西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（X XⅦ）』

2026（令和8）年3月 宮崎県教育委員会刊行 A4版6頁

第3支群に所在する大正年間に調査された156号墳の再発掘調査及び西都原265号墳（船塚）の保存整備についての概要報告書。宮崎県教育委員会が文化庁の国庫補助を受けて刊行した。（日高）

④『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第22号

2026（令和8）年3月31日刊行 A4版58頁

当館の職員による研究成果の公開と周知を目的として刊行している。当該年度は論考等6本を所収した。掲載論文等のタイトルは下記のとおり。

- ・吉本 正典・南 武志・高橋 和也：宮崎平野北部の弥生時代後期墳墓および前期古墳出土の朱～硫黄同位体分析結果とその歴史的背景について～
- ・吉村 和昭：小木原3号地下式横穴墓出土の横矧板鋌留短甲
- ・日高 風海斗：えびの市灰塚9号地下式横穴墓出土の素環頭大刀
- ・東 憲章：（資料紹介）個人所蔵の草葉文鏡について
- ・竹中 美智子：西都原169号墳出土船形埴輪の整理報告―「もう一つの船」を復元する―
- ・橋本 英俊・寺師 鮎美：体験・実験講座実践報告―「蛇行剣を作る」について―

[資料2] 2025（令和7）年度 本館来館者アンケート集計結果

1 集計結果 2025年4月～2026年3月

2 回答数 本館展示室への来館者の回答985件

3 結果 表の上段は実数、下段は割合（％）※割合は小数点第一位まで、以下四捨五入

（1）年齢

10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
201	193	96	50	80	101	257	978
20.6%	19.7%	9.8%	5.1%	8.2%	10.3%	26.3%	100%

（2）来館者居住地

県内	県外	国外	無記入	合計
581	362	19	23	985
59.0%	36.8%	1.9%	2%	100%

居住地内訳①県内

西都市	宮崎市	延岡市	日向市	都城市	日南市	串間市	小林市	えびの市	西臼杵郡	
63	283	35	24	42	11	0	9	0	0	
10.9%	48.9%	6.0%	4.1%	7.3%	1.9%	0%	1.6%	0%	0%	
東臼杵郡	東諸県郡	都農町	川南町	高鍋町	新富町	児湯郡	北諸県郡	西諸県郡	無記名	県内計
7	11	4	12	23	20	1	4	3	27	579
1.2%	1.9%	0.7%	2.1%	4.0%	3.5%	0.2%	0.7%	1%	4.7%	100%

*比率は「県内計」が分母

居住地内訳②県外（九州）

福岡県	長崎県	佐賀県	大分県	熊本県	鹿児島県	沖縄県	小計
40	6	10	24	18	40	1	139
10.4%	2%	2.6%	6.3%	4.7%	10.4%	0.3%	36.2%

*比率は「県外計」が分母

居住地内訳③県外（九州以外）

北海道	東北地方	東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	関東地方	大阪府	京都府	
1	8	52	22	19	16	1	19	7	
0.4%	2.1%	13.5%	5.7%	4.9%	4.2%	0.3%	7.8%	2.9%	
兵庫県	近畿地方	北陸・中部・甲信	中国地方	愛知県	広島県	四国地方	県外無記入	小計	県外計
15	13	13	7	16	5	9	22	245	384
6.1%	5.3%	3%	2%	4%	1.3%	2%	5.7%	64%	100%

*比率は「県外計」が分母

（３）来館回数

初めて	２回目	３回目	４回目	５～９回	１０回以上	合計
546	153	79	36	75	86	975
56.0%	15.7%	8.1%	3.7%	7.7%	8.8%	100%

（４）来館目的やきっかけ（複数回答あり）

観光	学習	通りがかり	旅行	展示会	その他	合計
425	240	181	16	113	115	1090
39.0%	22.0%	16.6%	1.5%	10.4%	10.6%	100%

（５）博物館を知った媒体（複数回答あり）

新聞	雑誌	ＴＶ	ラジオ	ポスター・チラシ	家族	知人	ＨＰ	ＦＢ	その他	合計
44	46	62	9	95	368	131	110	13	247	1125
3.9%	4.1%	5.5%	0.8%	8.4%	32.7%	11.6%	9.8%	1.2%	22.0%	100%

（６）交通手段

自家用車	タクシー	貸切バス	徒歩	バス・タクシー	バス・徒歩	バイク	自転車	レンタカー	その他	合計
809	2	24	4	5	7	5	10	103	11	980
82.6%	0.2%	2.4%	0%	0.5%	0.7%	0.5%	1.0%	10.5%	1.1%	100%

(7) 滞在時間

30分以内	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	合計
93	483	317	65	23	981
9.5%	49.2%	32.3%	6.5%	2.3%	100%

(8) 満足度

大いに満足	概ね満足	普通	やや不満	大いに不満	合計
634	216	89	21	23	983
64.5%	22.0%	9.1%	2.1%	2.3%	100%

4 分析

(1) サンプル数について

分析対象のサンプル数は985件で、これは2025（令和7）年度の本館入館者数67,957名の約1.4%にあたる。

(2) 分析結果

* 来館者の年齢

10歳未満が特に昨年度より増加している。家族連れでの来場者の増加傾向が予想される。全体としては、昨年同様、特に高齢者の方々の来場が多く、観光だけでなく、生涯学習の場としてゆつくりと館内を見学する姿があり、その結果どの年代よりも一番の来場者を記録したと考えられる。

* 来館者の居住地

来館者居住地の県内：県外の比率は前年度に比して大きな変化はみられない。例年通り、約6：4に近い割合となっている。

* 博物館を知った媒体

昨年度と比較すると各媒体の割合はおおむね同じであった。昨年度より、特に割合が増えた媒体が「テレビ」と「ポスター・チラシ」である。メディア等での宣伝効果に期待するだけでなく、展示会担当の思いの詰まったポスター・チラシで周知する地道な広報活動も大切することが必要と考える。

* 満足度

「大いに満足」・「おおむね満足」は、合わせて約87%の来館者にご満足いただいている。「大いに満足」の割合が昨年度より2.7%増加した。「やや不満」「大いに不満」は、どちらも昨年度に比べて減少はしているが、これらの来場者の貴重な意見を踏まえると、今後は博物館のコンセプトは大切にしながらも、新しいことに挑戦する館の姿が求められる。

（池田・和田・寺師）

IV 関係法規等、その他

1 条例、規則等

県立西都原考古博物館条例

(平成15年9月26日 条例第42号)

最終改正 令和5年3月22日条例第20号

(設置)

第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第2条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西5670番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第3条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第5条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の表に規定する考古博物館に係る第1条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成16年4月16日までの間においては、同条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項」とあるのは、「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」とする。

附則（平成16年3月26日 条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則

(平成15年10月31日 教育委員会規則第15号)

最終改正 令和6年4月1日教育委員会規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成15年宮崎県条例第42号）第6条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第2条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (2) 予算の執行及び決算に関すること。
- (3) 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関することに限る。ただし、委員の任免を除く。）
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

(職及び職務)

西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学芸員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副参事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

- 3 前2項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。
- 4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
- 5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
- 6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
- 7 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができる。

(その他の職)

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

(開館時間等)

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

(休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
- (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。)
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 特別整理期間(あらかじめ、館長が定めて公示する期間)

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為
 - (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為
- 2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
 - (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
 - (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
 - (4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。
 - (5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。
- 3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書(別記様式第1号)を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施設等	提出期限
ホール及びホール設備	使用日の2日前の日

- 2 使用許可は、施設等使用許可書(別記様式第2号)により行うものとする。
- 3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。
- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
 - (2) 営利を主たる目的とするとき。
 - (3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。

(2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めるときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じて、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

第5章 使用料の還付等

(使用許可の取消しの申出)

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

第6章 博物館資料の利用

(博物館資料の館内利用)

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(図書資料の複写)

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

(1) 技術的に複写が困難な図書資料

(2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区 分	単 位	金 額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

(博物館資料の館外利用)

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの
- (4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

(弁償)

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

第7章 寄贈及び寄託

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

第8章 雑則

(博物館資料の選定及び評価)

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程（昭和44年3月15日文化庁長官裁定）に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則（平成16年4月15日教育委員会規則第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の県立西都原考古博物館管理規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の県立西都原考古博物館管理規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成18年3月30日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日教育委員会規則第3号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月31日教育委員会規則第6号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年7月21日 教育委員会規則第6号）
この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附則（令和2年2月25日教育委員会規則第2号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月30日教育委員会規則第6号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月1日教育委員会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

（平成17年12月1日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則（平成16年宮崎県教育委員会規則第15号、以下「規則」という。）第22条の規定により県立西都原考古博物館（以下「博物館」という。）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

（施設利用承認）

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

- (1) 教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国 地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関
- (2) その他館長が特に必要があると認めるもの
- 2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」（様式第1号）に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。
- 3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」（様式第2号）を交付し、「施設利用受付台帳」（様式第3号）に記録する。

（利用時間）

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

（利用の制限）

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

- (1) 申請書の内容に偽りがあると認められるもの
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 火気の使用（但し、館長の許可を受けた場合を除く）及び営利活動に該当すると認められるもの
- (4) その他利用が適当でないと認められるもの

（利用者の遵守事項）

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認された利用の目的又は条件に違反しないこと
- (2) 施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと
- 2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。
- 3 取り消し等によって利用者に損害が生じて、県はその損害の賠償責任を負わないものとする。また、盗難、事故等についても一切責任を負わない。

（利用の場所）

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

（利用後の検査）

第8条 利用者は、利用後 自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

- 2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

（利用に要する費用）

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成13年3月29日条例第23号)

改正 平成14年3月27日条例第19号

平成15年9月26日条例第42号

平成16年3月26日条例第20号

平成17年3月29日条例第38号

平成17年7月22日条例第62号

平成18年3月29日条例第38号

平成18年10月1日条例第63号

平成19年3月16日条例第26号

平成19年12月26日条例第64号

平成21年3月25日条例第21号

平成22年6月25日条例第33号

平成26年3月26日条例第36号

平成28年3月14日条例第14号

平成31年3月22日条例第24号

令和2年7月1日条例第30号

令和4年3月23日条例第14号

令和4年7月5日条例第24号

令和4年9月30日条例第35号

令和5年3月22日条例第21号

令和6年3月22日条例第28号

令和6年7月2日条例第41号

令和7年3月27日条例第30号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和25年宮崎県条例第50号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく使用料及び同法第227条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。

ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第6条第1項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校（以下「県立学校」という。）県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 新宮崎県体育館 新体育館使用料

(5) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(6) 宮崎県プール プール使用料

(7) 宮崎県山之口陸上競技場 陸上競技場使用料

(8) 宮崎県山之口投てき練習場 投てき練習場使用料

(9) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(10) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(11) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(12) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家 少年自然の家使用料2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる中学校（以下「県立中学校」という。）、県立高等学校若しく

は県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施 入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付 学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第6項の規定に基づく免許状の授与、同法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援教育領域（以下「領域」という。）の追加の定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第15条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付 教育職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）の実施 教育職員検定手数料

(8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項の規定に基づく古式銃砲若しくは美術品として価値のある刀剣類の登録の申請に対する審査又は同法第15条第2項の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料

(9) 銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査 美術刀剣類製作承認申請手数料

2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。

(1) 高等学校入学料 入学の時

(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時

(3) 通信教育入学料 入学の時

(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時

3 第1項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

（減免）

第4条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

（不還付の原則）

第5条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合

(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合

(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

（罰則）

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第1の1の項の規定の適用については、平成13年度においては同項中「111,600円」とあるのは「109,200円」と、「30,000円」とあるのは「29,280円」と、「1,500円」となるのは「1,460円」と、「3,350円」とあるのは「3,280円」とし、平成14年度においては同項中「111,600円」とあるのは「110,400円」と、「30,000円」とあるのは「29,760円」と、「1,500円」とあるのは「1,480円」と、「3,350円」とあるのは「3,320円」とする。

（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則（平成14年3月27日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年9月26日条例第42号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。(後略)

附則(平成16年3月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第1の8の項の改正規定(「体育館」の下に「(宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。)」を加える部分に限る。) 交付の日
- (2) 第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定、第3条第1項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に1号を加える改正規定、別表第1の8の項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に6の項を加える改正規定及び別表第2中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、同表の9の項中「20円」を「10円」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項の次に9の項を加える改正規定(同表の9の項中「20円」を「10円」に改める部分を除く。) 平成16年4月17日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

附則(平成17年3月29日条例第38号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成17年7月22日条例第62号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月29日条例第32号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成18年10月1日条例第63号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則(平成19年3月16日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600円」とする。

附則(平成19年12月26日条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附則(平成21年3月25日条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成22年6月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成26年3月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後の公立高等学校(同条第2項に規定する高等学校をいう。)に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

附則(平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成31年3月22日条例第24号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第14号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月5日条例第24号）

改正

令和5年3月22日条例第21号

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。（令和5年6月規則第35号で、同5年8月20日から施行）

附 則（令和4年9月30日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日条例第28号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和7年2月規則第2号で、同7年4月1日から施行）

附 則（令和7年3月27日条例第30号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使用料	区分		単位	金額	納期
6 西都原考古博物館	ホール		午前	3,820円	使用許可の時
			午後	7,640円	
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,480円	使用終了の時
		暖房設備	同	730円	

備考

- 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。

午 前	当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額（1,910円）
午 後	当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額（1,910円）

- 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。（池田）

別記
様式第1号（第9条関係）

施設等使用許可申請書

県立西都原考古博物館長 殿

住所
電話
氏名

性別（男・女）

生年月日

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的	行事の名称					
	行事の内容					
使 用 責 任 者	住 所					
	氏 名		ホール設備（冷暖房）使用期間			
ホール使用期間						
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日	時 間	時 間	年 月 日	時 間	時 間	時 間
年 月 日						

- (注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）使用料は使用終了の時となります。
- 2 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

2 各種様式

別紙
様式第1号（第9条関係）

役員名簿

法人名： _____

役職名	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用するこ
ととし、その他の目的のためには一切使用しません。

施設等使用許可書

文書番号
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長



年 月 日付けで申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり許可します

使用の目的	行事の名称										
	行事の内容										
使用責任者	住所										
	氏名										
ホール使用期間		ホール設備（冷暖房）使用期間									
年 月 日 から 年 月 日 時まで	年 月 日 から 年 月 日 時まで										
年 月 日 から 年 月 日 時まで	年 月 日 から 年 月 日 時まで										
年 月 日 から 年 月 日 時まで	年 月 日 から 年 月 日 時まで										
ホール使用料		ホール設備（冷暖房）使用料									
円		円								円	
使用料計											
使用条件											

(注) 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）は使用終了の時となります。

施設等使用許可変更申請書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者氏名
電話番号

[法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名]

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用を変更したいので、
県立西都原考古博物館管理規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

添付書類 施設等使用許可書の写し

様式第4号（第10条関係）

施設等使用変更許可書

文書番号
年 月 日

様

県立西都原考古博物館長 

様式第5号（第14条関係）

施設等使用許可取消申出書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏 名
電 話 氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日付けで申請のあった県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のとおり許可します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備 考		

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用中止したいので
県立西都原考古博物館管理規則第14条第1項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。

取消しの申出をする理由	
備 考	

添付書類

- 施設等使用許可書
- 変更の許可を受けている場合は、施設等使用変更許可書

様式第 6 号（第15条関係）

使 用 料 還 付 請 求 書

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所
氏 名 電 話

年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日 付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館の施設の使用料の還付を受けたい
ので、県立西都原考古博物館管理規則第15条第 3 項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由		
既納の使用料	納付日	年 月 日
	納付額	円
還付請求額	円	
備 考		

添付書類

- 1 書面により許可の取消しがあった場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付していることを証する書面

口 座 振 込 申 出 書		
振込先金融機関名	銀行	支店
振 込	預 金 の 種 類	
口 座	口 座 番 号	
座	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

様式第 7 号（第16条関係）

博物館資料館内利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所
氏 名 電 話

年 月 日

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり博物館資料を館内利用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第16条第 1 項の規定により申請し
ます。

館 内 利 用 目 的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利 用 希 望 日 時			
利 用 の 方 法			
撮 影 の 有 無			
備 考			

様式第8号 (第16条関係)

博物館資料館内利用承認書

様

年 月 日

県立西都原考古博物館長 

年 月 日 付で申請のあった博物館資料の館内利用については、次のとおり承認します。

館内利用目的			
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考
利 用 日 時			
利 用 場 所			
利 用 の 方 法			
そ の 他 条 件			

様式第9号 (第17条関係)

図書資料複写申込書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住 所
電 話
氏 名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名]

複 写 目 的			
図 書 資 料 名	複 写 簡 所		
※ 合 計	枚 数	金 額	

(注) 1 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に抵触しない限りに行います。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第10号（第18条関係）

博物館資料館外貸出承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏名
電話 氏名

年 月 日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり博物館資料の館外貸出しを受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

館外貸出目的				備考
博物館資料の名称	形状	数量		
貸出期間				
保管場所				
資料運搬方法				
撮影の有無				

様式第11号（第18条関係）

博物館資料館外貸出承認書

様

年 月 日

県立西都原考古博物館長 印

年 月 日付で申請のあった博物館資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。

館外貸出目的				備考
博物館資料の名称	形状	数量		
貸出期間				
貸出期日・場所				
返納期日・場所				
その他条件				

様式第12号（第20条関係）

博物館資料寄贈寄託申込書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所
申請者 氏 名
電 話
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条第1項の規定により申請します。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

様式第13号（第20条関係）

博物館資料寄贈寄託受領書

様

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かに寄贈（寄託）を受けました。

目 録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

年 月 日

県立西都原考古博物館長



様式 第1号

施設利用承認申請書

県立西都原考古博物館長 殿

年 月 日

住所
団体名
申請者氏名
電話 ()

印

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称	(事業計画書等添付)			
利用目的				
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分	時 分	まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・館下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他			
利用予定者数	主催者数 () 人 参加者数 () 人 合計 () 人			
チラシ配布・看板設置	する しない	(図案、計画書等添付)		
利用承認条件	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け所状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認めたときは利用を取消し又は中止させることができる。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等も県は一切責任を負わない。 12 その他 ()			

様式 第2号

施設利用承認書

県立西都原考古博物館長 様

年 月 日

団体・代表者名

県立西都原考古博物館長 印

日付けで申請のあった施設の利用については、次のとおり承認します。

行事の名称				
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分	時 分	まで
利用区分	A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ D・館下の壁面(本館) E・体験館 F・体験ステージ G・その他			
利用予定者数	主催者数 () 人 参加者数 () 人 合計 () 人			
利用承認条件	1 利用の目的に違反しないこと。 2 開始前及び終了後は館長へ必ず報告し、終了後は検査を受け原状に回復すること。 3 展示、建物に影響を及ぼす行為をしないこと。 4 公の秩序又は風紀を乱し公衆に迷惑をかける行為をしないこと。 5 火気の使用及び営利活動をしないこと。 6 指定する場所以外での喫煙、飲食はしないこと。 7 監視員を必要とする場合は利用者が手配し配置すること。 8 看板、チラシ、照明器具を設置するときは館長の許可を得て設置すること。 9 不測の事態が生じたときは直ちに館長へ報告すること。 10 館長は、利用者が規定に反すると認めたときは利用を取消し又は中止させることができる。 11 取消し等によって利用者に損害が生じても県はその損害の賠償責任を負わない。また盗難、事故等にも県は一切責任を負わない。 12 その他 (別紙のとおり)			
承認番号	第		号	

施設利用受付台帳（年度）

県立西都原考古博物館
区分 [A・エントランスホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ
D・廊下の壁面（本館） E・体験館 F・体験ステージ G・その他]

No.	月日	曜	区分	利用時間	利用者名	受理日	受理者	回答日	承認番号
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					
				時 分から 時 分まで					

3 利用案内

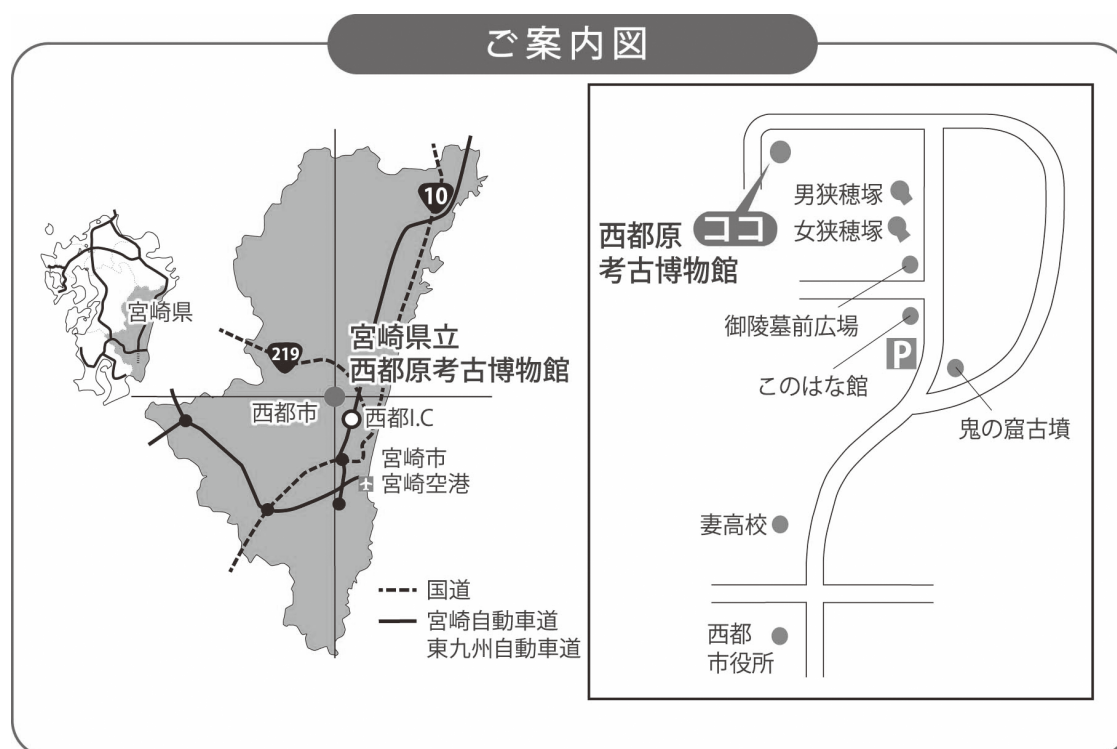
開館時間 ・ 午前9時30分から午後5時30分まで（展示室への入室は午後5時まで）

休 館 日 ・ 月曜日（国民の祝日と重なる時は直後の平日）
年末年始（12月28日から1月4日まで）
国民の祝日の翌日（土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く）

入 館 料 ・ 無料

交 通 ・ 車 ／宮崎市より国道219号線経由約40分
東九州自動車道西都 I Cから約10分
・ バス＋タクシー
／宮崎駅より「西都」行きバスで約70分
「西都バスセンター」からタクシーで約10分

所在地等 〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
T E L : 0983-41-0041 / F A X : 0983-41-0051
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp>





Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture



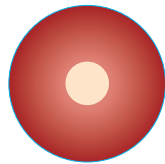
2025 (令和7) 年度

宮崎県立西都原考古博物館年報

Annual report of the Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2026年6月

宮崎県立西都原考古博物館
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番
編集・発行 TEL : 0983-41-0041 FAX : 0983-41-0051
<https://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>
北一株式会社
印 刷 〒880-0903 宮崎市太田 3-1-31
TEL : 0985-51-5100 FAX : 0985-53-5640



Saitobaru Archaeological Museum
of Miyazaki Prefecture

